

障害福祉サービス・障害 児支援請求事務について

令和3年3月

奈良県国民健康保険団体連合会

目次

1. 請求情報の提出（送信）期間について
2. 審査結果について
3. 返戻になった請求情報の再請求について
4. 過誤申立につて
5. 電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）について
6. 電子証明書の更新について
7. 電子請求受付システム等の操作に関する問い合わせ先

1. 請求情報の提出（送信）期間について

- ▶ 請求情報は、毎月1日~10日（10日が土日祝日の場合は、次の営業日）までの間に提出してください。
- ▶ 請求情報が正常に届いているか必ず確認してください。
- ▶ 請求期間内であれば、電子請求受付システム・簡易入力ソフト・取込送信システムを使って事業所側で請求の取消（取り下げ）及び再請求が何度でも可能です。
- ▶ 請求期間外の取消（取り下げ）がある場合は、必ず国保連合会にご連絡ください。請求期間外は、指定様式（電子請求取り消し依頼票）をFAXしていただき、国保連合会で取消（取り下げ）を行い、差し替え分の請求情報を再送信していただくこととなります。ご連絡がない場合、請求が無効となる場合がありますので、必ずご連絡ください。

（請求情報の差し替えは、ファイルごとになります。ファイルの中の1人だけを差し替え・修正することはできません。請求情報差し替えはファイルごとに行ってください。）

2. 審査結果について

- ▶ 事業所が提出した請求情報は、一次審査及び二次審査により、請求内容に誤り等があった場合は、「返戻（へんれい）」（差し戻し）になり、「返戻等一覧表」にて通知します。
- ▶ すべての請求情報が「正当」となった場合は、「返戻等一覧表」は通知されません。
- ▶ 「返戻等一覧表」は、審査月の月末 午後5時以降に、事業所へ通知します。
- ▶ 事業所は、提出した請求情報が「返戻」となった場合は、その内容について確認を行い、請求情報を修正し国保連合会に再請求を行ってください。
- ▶ 「正当」となった請求情報は、審査月の翌月初旬（5日予定。土日祝日の場合は、次の営業日予定）に「支払決定額通知書」等を通知し、審査月の翌月中頃（15日予定。土日祝日の場合は、前又は次の営業日予定）に指定振込口座へお振込みします。

3. 返戻になった請求情報の再請求について

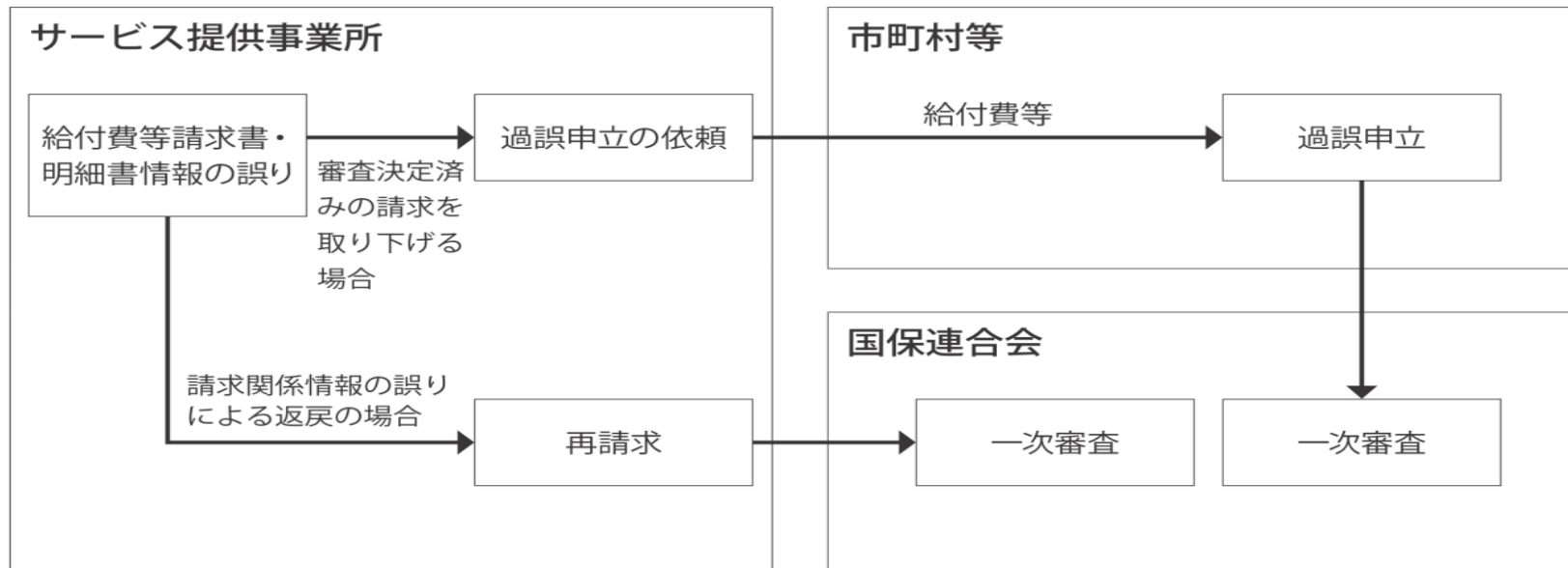
▶ 返戻になった請求情報の再請求時に必要な情報は以下のとおりです。

| サービス提供事業所 | 指定相談支援事業所 | 留意点 |
|------------------|-----------------------------------|---|
| 【明細書】 【実績記録票】 | 【明細書】 【実績記録票】 | <ul style="list-style-type: none">・【明細書】が返戻となった場合は、【明細書】を修正し、【実績記録票】と併せて再請求してください。・【実績記録票】のみが返戻となった場合は、【実績記録票】を修正し再請求してください。 |
| | 「計画相談支援給付費請求書」 「障害児相談支援給付費請求書」 | <ul style="list-style-type: none">・返戻となった受給者の明細情報を修正し、返戻となった受給者の明細情報のみを再請求してください。 |
| 【上限額管理結果票】 | 【上限額管理結果票】 | <ul style="list-style-type: none">・上限管理事業所であり、かつ利用者負担上限額管理結果票が返戻となった場合は、作成区分「新規」で再請求してください。 |

4. 過誤申立について

- ▶ 過去（前月）に請求を行い、支払が確定している請求情報に誤りがあり請求（実績）を取り下げる場合には、受給者の市町村へ「過誤処理」の依頼が必要になります。
- ▶ 過誤をした請求情報に対しては、（必要に応じ）再度内容を修正した正しい請求（再請求）を行います。
- ▶ 過誤を行う場合、事業所様は受給者の市町村へ「過誤申立」を行います。

※過誤申立の提出書類の様式・提出時期等は市町村によって異なります。詳しくは市町村へお問合せください。



5. 電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）について

- ▶ 電子請求受付システムでは、請求状況の照会、請求取り下げ、通知文書の取得、電子証明書のダウンロード方法等の確認を行うことができます。
- ▶ 『電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）』に、サービス提供事業所向けの資料として、「電子請求受付システム操作マニュアル」がありますので、PC等にダウンロードしてご活用ください。

※電子請求受付システム操作マニュアルのダウンロード

『電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）』⇒「障害者総合支援の請求はこちら」から事業所ユーザIDで「ログイン」⇒「ダウンロード」をクリック⇒「電子請求受付システム操作マニュアル（事業所編）」右側の「保存」をクリックしてダウンロードしてください。

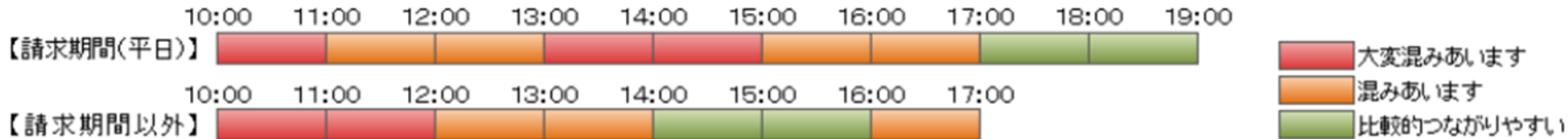
6. 電子証明書の更新について

- ▶ 障害者総合支援制度では、事業所からの請求はインターネットにより行うこととされており、この請求が真に名義人によってなされたものであるかを確認するため、事業所は電子証明書を取得（インストール）します。
- ▶ 事業所様が保持する電子証明書により電子署名を行い、保持している事業所のみが国保連合会からの通知文書等を取得することが可能になります。
- ▶ 電子証明書の有効期限は発行日から3年間です。有効期限が過ぎた電子証明書でも、有効終了年月日より過去のサービス提供年月の請求情報であれば送信（請求）することができますが、有効終了年月日より未来のサービス提供年月の請求情報を送信（請求）することはできません。必ず電子証明書の更新を行ってください。

7. 電子請求受付システム等の操作に関する問い合わせ先

障害者総合支援電子請求ヘルプデスク

| | |
|----------|---|
| ■ E-mail | mail@support-e-seikyuu.jp ※問い合わせ票に必要事項を記入のうえ、メールに添付してください。 |
| ■ TEL | 0570-059-403 ※ナビダイヤル(0570)は、NTTコミュニケーションズの電話サービスです。ナビダイヤル通話料金がかかります。 <ul style="list-style-type: none">・ 一般回線(固定電話)からは全国一律180秒毎におよそ8.5円(税別)・ NTTコミュニケーションズ以外の回線(ひかり電話等)からは全国一律210秒毎におよそ10円(税別)・ 050番号帯(IPVoice回線等)、ひかりライン回線からは全国一律180秒毎におよそ8円(税別)・ 携帯電話・PHSからは全国一律20秒毎におよそ10円(税別) でおかけいただけます。公衆電話からの場合は、全国一律課金が適用されません。 ※お問い合わせいただいた際の通話は、応対品質向上及びお問い合わせ内容の正確な把握のため、録音しております。あらかじめご了承ください。 |
| ■ FAX | 0570-059-433 |
| ■ 受付時間 | 請求期間(毎月1~10日) 平日 10:00~19:00 / 土曜日 10:00~17:00 ※請求期間中に受付を行う詳細な日時については、「お知らせ」をご参照ください。 請求期間以外(毎月11日~月末) 平日 10:00~17:00 ※土・日・祝日の受付は行いません。 |
| ■ 混雑状況 | ヘルプデスクの混雑状況の目安は以下の通りです。 請求期間後半は、特に電話でのお問い合わせが集中し、大変混みあいます。 また、つながりやすい時間帯であっても状況によっては混みあう場合がございますので、あらかじめご了承ください。 |



10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 18:00 19:00

【請求期間(平日)】

10:00 11:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00

【請求期間以外】

■ 大変混みあいます
■ 混みあいます
■ 比較的つながりやすい